

株式会社 インフォネット 定款

第1章 総 則

第1条(商号)

当社は、株式会社インフォネットグループと称し、英文ではINFONET GROUP inc.と表示する。

第2条(目的)

当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) コンピュータソフトウェアおよびハードウェアの企画、開発、製造、販売、賃貸、保守および管理
- (2) 情報処理サービスおよびデータベースサービスの提供
- (3) インターネットを利用した各種サービスの企画、開発および提供
- (4) システムインテグレーションおよびITコンサルティング業務
- (5) クラウドコンピューティングサービスの提供および管理
- (6) 人工知能(AI) および機械学習技術を活用したサービスの開発および提供
- (7) 情報セキュリティに関するサービスの提供
- (8) 各種メディアの企画、制作、編集、出版および配信
- (9) 広告およびマーケティングに関するサービスの企画および提供
- (10) デジタルコンテンツの制作、管理および配信
- (11) 前各号に附帯または関連する一切の事業

2 当社は、前項各号の事業ならびに以下の事業およびこれに附帯または関連する一切の業務を行うことができる。

- (1) 国内外の会社その他の事業体への投資および当該投資に関する管理業務
- (2) グループ会社の経営管理およびそれに附帯する業務
- (3) 有価証券の取得、保有、管理および運用
- (4) 不動産の取得、保有、管理、賃貸および売買
- (5) 金銭の貸付およびグループ会社に対する債務保証
- (6) 経営コンサルティングおよびビジネスプロセスアウトソーシング業務
- (7) 人材の育成、派遣、紹介およびアウトソーシングサービス

附則

第1条 第1条(商号)および第2条(目的)の変更は、令和8年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。

第2条 本附則は、上記変更の効力発生日をもって削除するものとする。

第3条(本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条(機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、6, 160, 000株とする。

第7条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第9条(単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条(株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

第13条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条(招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条(電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第18条(員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第19条(選任の方法)

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の

1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

第 20 条(任期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 21 条(代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条(取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第 26 条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

第 27 条(取締役の責任免除)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役を除く。)との間に、任務

を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第28条(員数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第29条(選任の方法)

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条(任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条(常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第33条(監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第34条(監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第35条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第36条(監査役の責任免除)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、

法令が定める額とする。

第6章 会計監査人

第 37 条(選任の方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 38 条(任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 39 条(会計監査人の責任限定)

当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第 40 条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 41 条(剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第 43 条(配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上